

改正概要説明書

国名：欧州特許庁

法令名：欧州特許付与に関する条約の施行規則

改正情報：2022年10月13日改正，2023年11月1日施行

改正概要：

・規則 12

審判部改組及び審判部会の設立に伴い，審判部会及び審判部会長の組織，権限及び職務に関する規則 12a（審判部会及び審判部会長の組織及び監理），規則 12c（審判部委員会並びに審判部及び拡大審判部の手続規則の採択手順）及び規則 12d（審判部及び拡大審判部の審判官（審判長を含む）の任命及び再任）が新設された。また，従来の審判部幹部会に関する改正前規則 12（審判部幹部会）の規定は，概ねそのまま規則 12b（審判部幹部会及び審判部の業務配分方式）に移行されたが，幹部会の業務に関する規定は規則 12b(3)としてより具体化された。

・規則 19

欧州特許出願の願書における発明者の指定に関し，改正前の規則 19(1)では「完全な宛先」とされていたが，改正後の規則 19(1)では「居住地の国及び住所」に変更された。また，改正前の規則 19(3)では，出願人が発明者でない場合等は庁が書誌事項を指定発明者に通知する旨が，同 19(4)では，当該通知の遺漏や誤りを出願人及び発明者が援用できない旨がそれぞれ規定されていたが，これらの規則 19(3)及び(4)は廃止された。

・規則 27

後述する規則 28(2)の追加に伴い，本質的に生物学的手法のみによって得られる植物又は動物が，特許を受けることができる生物工学的発明に該当しない旨を明記する規則 27(2)が追加された。

・規則 28

条約第 53 条(b)の本質的に生物学的手法のみによって得られる植物又は動物が特許性の例外である旨を明記する規則 28(2)が追加された。

・規則 32

試料を分譲される専門家に関し，改正前の規則 32(2)では，長官が指名する自然人と規定されていたが，改正後の規則 32(2)では，長官が定めた要件を遵守する自然人に変更された。これに伴い，規則 32(1)において，当該専門家が独立である旨が明記された。

・規則 46

後述する規則 49 及び 50 において，書類の提出要件を長官が決定する旨が規定されたことに伴い，図面の型式に係る本規則 46 は廃止された。

・規則 49

(2)において，欧州特許出願書類の提出要件は長官が決定する旨が規定され，出願書類に係る詳細な要件に関する規定が廃止された。

・規則 50

(2)において、出願書類以外の書類の提出要件も長官が決定することが規定され、当該書類に係る要件に関する規定が廃止された。

・規則 51

欧州特許出願の更新手数料の納付時期を定める規則 51(1)において、3年目の更新手数料は、納付期限（出願日応当日）前3月以内ではなく期限前6月以内の納付が認められる旨が規定された。また、条約第86条(1)に規定されている、納付期限後6月の追納期限を徒過した場合の出願取下処分は、納付期限後6月の追納期限が徒過した時点で生ずる旨が規則 51(2)に明記された。

・規則 56

方式審査により指摘された明細書の欠落部分又は欠落図面の追完により出願日が繰り下げられた場合でも、一定の要件の下で優先権主張が有効である旨を規定する規則 56(3)において、改正前の「先の出願の優先権」という記載を、「規則 40(1)に定められた要件が満たされた日より先の日の出願の優先権」と明確化した。

・規則 56a

明細書の欠落部分及び欠落図面の追完等を規定する規則 56に加え、明細書、クレーム、図面またはそれらの一部が誤って提出されていることが方式審査中に発見された場合についても、一定の要件の下で同様の追完等を認める規定が新設された。

・規則 57

前述の規則 46 の廃止及び規則 49 の改正に伴い、方式審査の要件に関する規定(i)の文言が修正された。

・規則 65

欧州調査報告に「引用文献の写しを添えて」送付するとの規定が廃止され、「欧州特許庁は引用文献の写しを入手できるようにする」との規定が追加された。

・規則 82

異議手続の口頭審理において異議部が下した決定が、規則 49(2)の要件を満たしていない形式でなされた場合、特許権者は3月以内に規則 49(2)の要件を満たす形式での補正を求められる旨が規定された。

・規則 103

従来 of 審判請求料 100%返却及び 50%返却に加え、75%返却及び 25%返却が認められることとなり、返却の要件に関する規定がそれぞれ規則 103(2)及び(4)として追加された。これに伴い、50%返却の要件に関する規定が規則 103(2)から(3)に変更された。

・規則 117 及び 118

テレビ会議での実施が認められたことに伴い規定が微修正された。

• **規則 126**

規則 126(1)において、郵便による通知は一定の場合に限り書留郵便とされていたが、すべて書留郵便によるものと変更された。また、規則 126(2)において、その通知の応答期間は、従来、発送日から 10 日後を起算日としていたが、発送日が起算日に変更された。例外的に、7 日を超えて到達した場合、当該 7 日を超える日数分だけ応答期間が遅く満了する旨が新たに規定された。

• **規則 127**

規則 127(2)において、電子書類の応答期間は、従来、送信日から 10 日後を起算日としていたが、送信日が起算日に変更された。また、規則 126(2)と同様の例外規定が新設された。

• **規則 131**

規則 131(2)において、通告される書類の計算は、書類の「受領」から起算することから、規則 126(2)及び規則 127(2)の改正に対応して「みなし受領」とされた。すなわち、通告される書類の起算日はいずれも発送日（送信日）となる。

• **規則 142**

中断された手続の再開を規定する規則 142(2)において、中断日の公表が 3 年以上経過し、手続続行を許可された者を特定する情報が無い場合には、庁が発議して手続を再開できる旨の規定が追加された。

• **規則 143**

欧州特許登録簿への記入事項を規定する規則 143(1)において、指定された発明者の「宛先」が、「居住地の国及び住所」と改正された。

• **規則 148**

規則 148(1)において、欧州特許庁のすべての欧州特許出願及び特許に関するファイルが「電子書式」にて管理される旨が規定された。また、同(2)において、書類の最初の紙版は、少なくとも 5 年の有効期限が徒過した場合にのみ破棄される旨が規定された。

• **規則 162**

15 を超えるクレーム手数料の後納付を規定する規則 162(2)について、期限不遵守の通知から 6 月以内に当該後納付を認めるとする旧来の規定が廃止され、規則 161(1)又は(2)に基づく自発補正期限内に当該後納付を認めるとの規定に変更された。

改正内容：

• **規則 12**

規則 12（審判部幹部会）が廃止され、規則 12b（審判部幹部会及び審判部の業務配分方式）に移行又は改正された。また、規則 12a（審判部会及び審判部会長の組織及び監理）、規則 12c（審判部委員会並びに審判部及び拡大審判部の手続規則の採択手順）及び規則 12d（審判部及び拡大審判部の審判官（審判長を含む）の任命及び再任）が新設された。

• **規則 19**

発明者の指定は、(1)にて「完全な宛先」とされ、(2)にて庁が当該指定の正確性を確認せず、(3)にて出願人が発明者でない場合等では庁が書誌事項を指定発明者に通知し、(4)にて当該通知を出願人及び発明者が援用しないことが規定されていたが、(1)は「居住地の国及び住所」とされ、(3)及び(4)は廃止された。

• **規則 27**

特許を受けることができる生物工学的発明に規則 28（特許性の例外）の発明は該当しないことが明記された。

• **規則 28**

条約第 53 条 (b) の本質的に生物学的手法のみによって得られる植物又は動物が特許性の例外であることが規則でも追加された。

• **規則 32**

試料を分譲される専門家が、長官が指名する自然人から、長官が定めた要件を遵守する自然人に改正された。

• **規則 33**

規則 32 の改正に伴い、上記専門家一覧の公告が廃止された。

• **規則 46**

後述する規則 49 及び 50 において、書類の提出要件は長官が決定することになったことから、図面の型式に係る規則 46 は廃止された。

• **規則 49**

出願書類の提出要件は長官が決定することが規定され、出願書類に係る要件が廃止された。

• **規則 50**

出願書類以外の書類の提出要件も長官が決定することになり、当該書類に係る要件が廃止された。

• **規則 51**

欧州特許出願の 3 年目の更新手数料は、納付期限（出願日応当日）の 3 月以内ではなく 6 月以内が認められることになった。

• **規則 56**

出願日以前の優先権主張出願についても、審査中に見つかった欠落部分の補正によって出願日が変わらない旨を明記した。

• **規則 56a**

規則 56 に加え、審査中に見つかった誤った明細書の補正についても同様の規定が新設された。

• **規則 57**

方式審査に関する要件について、上記規則 46 及び 49 の改廃に対応した改正。

• **規則 65**

欧州調査報告の引用文献の写しの添付から、「入手できるようにする」こととした。

• **規則 82**

異議手続の口頭審理において異議部が下した決定が、長官の定める要件を満たしていない文書に基づく場合、特許所有者は 3 月以内に当該要件を満たす補正を求められる旨が追加された。

• **規則 103**

審判請求料 50%減額に加え、75%減額と 25%減額が認められる要件が追加された。

• **規則 108**

審判部改組に伴う上記規則 12 から 12b への改正に対応した改正。

• **規則 117**

欧州特許庁における証拠調べにおいてテレビ会議での実施が認められたことに伴う改正。

• **規則 118**

欧州特許庁における証言においてテレビ会議での実施が認められたことに伴う改正。

• **規則 126**

郵便による通知はすべて書留郵便となった。また、発送日が配達日とされ、配達障害に関する救済の例外規定が整備された。

• **規則 127**

電子通信手段による通知も、発送日が送信日とされ、通信障害に関する救済の例外規定が整備された。

• **規則 131**

通告される書類の計算の開始はみなし受領の日とされた。

• **規則 135**

誤って提出された明細書等の補正を認める上記規則 56a の新設に対応した改正。

• **規則 142**

中断された手続が 3 年以上経過し、手続続行を許可された者を特定する情報が無い場合、庁が発議して手続を再開できる規定が追加された。

• **規則 143**

指定された発明者の「完全な宛先」が、「居住地の国及び住所」と改正された。

• **規則 148**

欧州特許庁のファイルは電子書式にて管理され、必要な改定がされた。

• **規則 154**

職業代理人名簿からの削除要件が改正された。

• **規則 162**

15 を超えるクレームの手数料について、期限不遵守の通知から 6 月以内の納付が認められていたが廃止され、出願補正に伴う期限から 6 月以内の納付のみが認められることになった。